

指針策定における留意点（案）

1 対象物質の粒径について

ITO 粉じん等が肺深部に蓄積することにより健康障害が発生することから、本指針では作業環境の評価対象を、吸入性粉じん（粒径 $4\mu\text{m}$ 以下、レスピラブル粒子）としたものである。

今後、国がリスク評価を進める際には、作業環境の測定及び個人ばく露測定を行い、吸入性粉じんとそれ以外の粉じん量の比較等を行い、吸入性粉じんと吸入性粉じんとそれ以外とで分けて空気中の濃度を評価することの妥当性を検証する必要がある。

2 作業環境の改善にかかる目標濃度について

今回目標濃度として設定した濃度レベルは、平成 16 年 7 月の通知で示した管理すべき濃度 ($0.1\text{mg}/\text{m}^3$) に比べ、相当に低いレベルとなっていることから、平成 22 年度の実施中のばく露実態調査等を通じて事業場における目標濃度の達成状況を把握し、この結果を踏まえ、必要に応じ目標濃度を再検討することとする。

3 呼吸用保護具の選定について

呼吸用保護具については防護係数をもとに選定する手順を定めたが、ITO 等については極く低い濃度レベルで「ばく露が許容される濃度」が設定されていることから、より精密な検証が必要である。

このため、呼吸用保護具に用いられる防じんフィルターについては、ITO 等の吸入性粉じんが捕集率どおり捕集されるかについて調査する必要がある。

4 ばく露が許容される濃度について

ばく露が許容される濃度は、我が国における動物実験の結果を踏まえて設定された、いわば現時点での科学的知見にもとづいた濃度である。

このため、国は引き続き本件に関する知見の収集にあたり、国内外の関係機関 (ACGIH, 日本産業衛生学会等) において、評価結果等新たな知見が示される場合には、これを踏まえ、当該濃度の妥当性を検証していく必要がある。